

総合治水対策のプログラム評価に関する検討会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「総合治水対策のプログラム評価に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、総合治水対策がこれまで果たしてきた役割、効果等について、必要性、有効性及び効率性の観点から総合評価を行うに当たり、専門的な学識経験等に基づく助言を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、河川局長が任命する。

（検討会）

第4条 検討会には座長を置き、検討会の構成は別紙のとおりとする。

2 座長は、会務を総括する。

3 座長は、検討会の目的を達成するために必要と認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 検討会における議論の要旨については、あらかじめ委員に確認のうえ、公表するものとする。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、河川局治水課に置く。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成15年8月28日から施行する。

(別紙)

総合治水対策のプログラム評価に関する検討会 名簿

(○：座長)

おぼた じゅんこ
小幡 純子 上智大学法学部 教授 (法 律)

かやの しんじ
榎野 信治 読売新聞社 論説委員 (マスコミ)

きしい たかゆき
岸井 隆幸 日本大学理工学部 教授 (都 市)

き ど よしのぶ
城戸 由能 京都大学防災研究所
水資源研究センター 助教授 (下 水 道)

せんがゆうたろう
千賀裕太郎 東京農工大学農学部 教授 (農 学)

○ むしあけ かつみ
虫明 功臣 福島大学行政社会学部 教授 (河川・水文)

やまもと かずもと
山本 一元 旭化成株式会社 常任相談役 (経 済)

(五十音順)